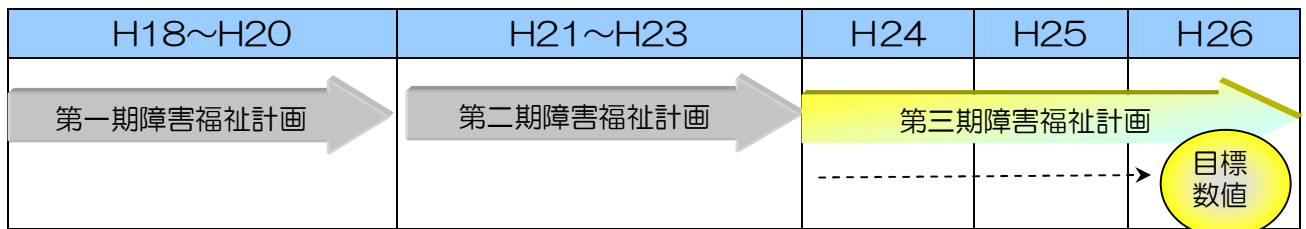


第 3 期 島 根 県 障 害 福 祉 計 画（案） の 概 要 に つ い て

（ 1 ） 計 画 の 位 置 付 け と 策 定 に あ た っ て

障害者基本法に基づいて策定した障がい者施策の基本的な計画である「島根はつらつプラン（島根県障害者計画）」の実施計画として位置づけ、介護及び訓練等の障害福祉サービスについての具体的な数値目標やサービス見込量を定めるものです。

従来の支援費制度では、全国での障害福祉サービスの全体量を把握していなかったことから、財源不足を生じるなどの問題が発生。このことから、平成18年に施行された障害者自立支援法では障害福祉計画において全国のサービス量を見込むため都道府県、市町村に計画策定を義務化（自立支援法第89条）し、平成18年度に第1期計画を作成（計画期間は3年間）。現在は第2期計画の3年目となっており、平成24年度から3年間の計画となる第3期計画を策定する必要があります。



（ 2 ） 計 画 の 考 え 方

これまでの計画と同様、障がいのある人が住みたい地域で、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようなサービス提供体制の整備を図ることを基本とし、

- 県内どこでも必要な介護や自立のための訓練などを確保・充実
 - 施設入所・入院から地域生活への移行を推進
 - 福祉施設から一般就労への移行を推進
- 以上のことに配慮して計画を策定します。

（ 3 ） 数 値 目 標 を 定 め る 取 り 組 み

福祉施設の入所者の地域生活への移行

実績：平成17年度～22年度末までの地域生活移行者数 381人
 （平成17年時点での入所者1,697人のうち22%）
 ⇒ 目標：平成17年度～26年度末までの地域生活移行者数 478人
 （平成17年度時点での入所者1,697人のうち28%）

（主な取り組み）

- 障がい者の地域生活を支えるホームヘルプ等の訪問系サービス提供基盤の整備
- 障がい者が身近な地域で利用する自立訓練、就労支援等の日中活動系サービスの提供基盤の整備
- 障害者の住まいの場の確保のためのグループホーム等の整備

入院中の精神障がい者の地域生活への移行

【目標とする指標を3期計画から変更】

…………… 1年未満入院者の平均退院率 実績：平成20年度では74%
⇒ 目標：平成26年度には76%へ

5年以上かつ65歳以上入院者の退院数 実績：平成20年度では51人
⇒ 目標：平成26年度には61人へ

(主な取り組み)

- 地域生活への移行や地域定着を支援するため、自立支援協議会等の場における精神科病院や市町村等関係機関の連携や調整、関係機関への地域移行推進の積極的な働きかけ、市町村への適切な情報提供を実施。
- 地域移行支援や地域定着支援を利用する精神障がい者の個別の状況に応じ、保健所による同行訪問や精神科病院等への連絡調整を実施。

福祉施設から一般就労への移行

……… 福祉施設から一般就労への移行者数 実績：平成22年度では80人
⇒ 目標：平成26年度には117人へ

(主な取り組み)

- 就労移行支援事業者等と公共職業安定所との連携を促進し、一般就労への移行を希望する障がい者が公共職業安定所の支援を受けられる体制づくり
- 障害者の就業と生活を一体的に支援する障害者就業・生活支援センターや、就労支援センターを中心として、福祉、労働、教育等の関係機関と企業との連携を強化

(4) サービス見込量の設定

上記施策を達成するために必要な、下記の各サービスについて、全県及び7つの障害保健福祉圏域（または9つのサービス提供支援圏域）別にサービス見込量を設定します。

訪問系サービス (9圏域)	日中活動系サービス (7圏域)	居住支援系 (7圏域)	相談支援 (7圏域)	人材育成及びサービスの質向上 の取組(全県)	県が実施する 地域生活支援事業(全県)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 療養介護 短期入所	共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム) 施設入所支援	計画相談 支援 地域移行 支援 地域定着 支援	各種従事者・責任者養成研修 第三者評価の活用 虐待の防止	発達障害者支援センター の設置 障害者就業・生活支援センター の設置 高次脳機能障がい者支援 拠点の設置 障がい児等療育支援事業 の実施